行政評価シート（事務事業評価）

評価年度	28年度

事業名	老人保護措置事業	担当課	福祉課
細分化した事業名			

1 計画（PLAN）：事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	誰もが安心して暮らせるまちづくり
	政策	地域のきずなを深める福祉社会の実現
	施策	高齢者福祉の充実
関連する個別計画等		根拠条例等：老人福祉法、韮崎市老人福祉法施行細則、老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則

2 計画（PLAN）：事務事業の概要

事業の目的	在宅において日常生活を営むのに支障がある者に対して、心身の状況、そのおかれている環境等の改善を図る。
事業の手段	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所措置を行う。
事業の対象	65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において用語を受けることが困難なもの。

3 実施（DO）：投入費用及び従事職員の推移（インプット＝費用＋作業）

		25 年度	26 年度	27 年度
A 事業費	（千円）	73,741	64,480	50,587
財源内訳	国・県支出金			
	その他（使用料・借入金ほか）	12,702	9,959	9,228
	一般財源	61,039	54,521	41,359
B 担当職員数（職員 E）	（人）	0.1	0.1	0.1
C 人件費(平均人件費×E)	（千円）	650	680	672
D 総事業費(A+C)	（千円）	74,391	65,160	51,259
主な事業費用の説明	老人保護措置費			

注）平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した 25 年度（6,491 円）,26 年度（6,794 千円）,27 年度（6,715 千円）を使用しています。

4 実施（DO）：事業を数字で分析（アウトプット＝事業量）

		指標名	指標の算出方法	実績値 25 年度	実績値 26 年度	実績値 27 年度
活動指標	1	養護老人ホーム入所措置者数	年間（延べ） 静心寮 その他（4 施設）	（378） 330 48	（315） 281 34	（286） 240 46
	2					
	3					

妥当性		□ A 妥当である　■ B ほぼ妥当である　□ C 妥当でない
上記活動指標と妥当性の説明	1	措置者数は減少傾向にあるが、居宅において生活をすることが困難な者の保護は必要であり、事業としては妥当
	2	
	3	

5 評価（CHECK）： 事務事業評価 （アウトカム＝成果・効果）

		指標名	指標の算出方法	実績値		
				25 年度	26 年度	27 年度
成果指標もしくはまちづくり指標	1	月平均の養護老人ホーム入所措置者数	年間延べ措置者数/12 月	31	26	23
	2					
	3					

成 果		□ A 上がっている ■ B ほぼ上がっている □ C 上がっていない
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	措置者数は減少傾向にあるが、居宅において生活をすることが困難な者の保護は必要であり、事業としては妥当。平成 27 年度末で 4 施設において 20 名の措置を実施している。
	2	
	3	

事務事業総合評価	□ A 期待以上に達成 ■ B 期待どおりに達成 □ C 期待以下の達成

6 改善（ACTION）：今後の事務事業の展開

今後の事業展開	□ 拡大（コストを集中的に投入する） ■ 一部改善（事務的な改善を実施する） □ 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要） □ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） □ 廃止（廃止の検討が必要）
事務事業の改善案	改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか） 28 年度の改善計画（今後の事業展開説明） 老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者に対し措置を行っており、継続して措置していく。
過去の改善経過	
課長所見	老人福祉法に基づく事業（養護施設措置経費）であり、要継続実施。